

学会誌査読規程

1 趣旨

税務会計研究学会誌等編集委員会規則に基づき、学会誌『税務会計研究』に投稿された論文等の査読に関して、本規程を定める。

2 査読者の選定

- (1) 応募原稿につき、学会誌等編集委員会（以下、編集委員会）は専門領域等を考慮して2名の査読者を選任し、査読者の氏名は公表しないものとする。
なお、原則として査読者のうち1名は編集委員とする。
- (2) 査読者は、執筆者に対する指導を行うのではなく、主観要素を排した査読に務め、研究の独創性、研究手法の妥当性、学術的な貢献、引用等の適切性等を評価するものとする。

3 判定（評価）

- (1) 査読者は、応募原稿を以下の4段階で判定し、AまたはDの場合は判定理由、BまたはCの場合は要修正箇所および修正を要する理由を記載した査読報告書を編集委員会に提出するものとする。
 - A そのまま掲載可
 - B 論旨に影響しない軽微な修正のうえ掲載可
 - C 論旨に影響する修正のうえ再査読を要する
 - D 掲載不可
- (2) 再査読においては、査読者は原則として初回査読時に指摘した内容以外の指摘は行わないものとする。ただし、初回査読後に投稿者が加筆修正した箇所およびこれに関連する部分に関する指摘を妨げるものではない。

4 報酬等

当分の間、査読料の支払いは行わないものとする。

5 改廃

本規程の改定は、編集委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

70 〈学会誌査読規程〉

(附 則)

令和4年(2022年)11月18日施行